

改正前	改正後
<p>第二節 外国法人の納税義務 (外国法人に係る所得税の課税標準)</p> <p>第百七十八条 外国法人に対して課する所得税の課税標準は、その外国法人が支払を受けるべき<u>第百六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号まで</u>（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（<u>その外国法人が法人税法第四百十一条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三 から第七号 まで及び第九号 から第十二号 までに掲げるものに限るものとし、政令で定めるものを除く。</u>）の金額（第百六十九条第一号、第二号、第四号及び第五号（分離課税に係る所得税の課税標準）に掲げる国内源泉所得については、これらの規定に定める金額）とする。</p> <p>(外国法人に係る所得税の税率)</p> <p>第百七十九条 外国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 前条に規定する国内源泉所得（次号及び第三号に掲げるものを除く。） その金額（第百六十九条第二号、第四号及び第五号（分離課税に係る所得税の課税標準）に掲げる国内源泉所得については、これらの規定に定める金額）に百分の二十の税率を乗じて計算した金額</p> <p>二 <u>第百六十一条第一号の三</u>（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額</p> <p>三 <u>第百六十一条第四号及び第十一号</u>に掲げる国内源泉所得 その金額（第百六十九条第一号に掲げる国内源泉所得については、同号に定める金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額</p> <p>(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)</p> <p>第百八十条 第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規定は、<u>次の各号に掲げる法人</u>で政令で定める要件を備えているもののうち当該</p>	<p>第二節 外国法人の納税義務 (外国法人に係る所得税の課税標準)</p> <p>第百七十八条 外国法人に対して課する所得税の課税標準は、その外国法人が支払を受けるべき<u>第百六十一条第一項第四号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで</u>（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。）の金額（第百六十九条第一号、第二号、第四号及び第五号（分離課税に係る所得税の課税標準）に掲げる国内源泉所得については、これらの規定に定める金額）とする。</p> <p>(外国法人に係る所得税の税率)</p> <p>第百七十九条 外国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 前条に規定する国内源泉所得（次号及び第三号に掲げるものを除く。） その金額（第百六十九条第二号、第四号及び第五号（分離課税に係る所得税の課税標準）に掲げる国内源泉所得については、これらの規定に定める金額）に百分の二十の税率を乗じて計算した金額</p> <p>二 <u>第百六十一条第一項第五号</u>（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額</p> <p>三 <u>第百六十一条第一項第八号及び第十五号</u>に掲げる国内源泉所得 その金額（第百六十九条第一号に掲げる国内源泉所得については、同号に定める金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額</p> <p>(恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)</p> <p>第百八十条 第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規</p>

各号に定める国内源泉所得の支払を受けるものが、政令で定めるところにより、当該支払を受けるものが当該要件を備えていること及びその支払を受けることとなる国内源泉所得が当該各号に定める国内源泉所得に該当することにつきその法人税の納税地の所轄税務署長（以下この条において「所轄税務署長」という。）の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提示した場合には、その証明書が効力を有している間に支払を受ける当該国内源泉所得については、適用しない。

- 一 法人税法第四百四十一条第一号（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる外国法人に該当する法人（第百六十一条第一号の二（国内源泉所得）に規定する組合契約を締結している組合員（これに類する者で政令で定めるものを含む。）である法人（以下この項において「組合員である法人」という。）にあつては、政令で定めるものに限る。） 第百六十一条第一号の二から第三号 まで、第六号、第七号、第九号又は第十号に掲げる国内源泉所得（同条第一号の三 に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。）

定は、恒久的施設を有する外国法人で政令で定める要件を備えているもののうち第百六十一条第一項第四号から第七号まで、第十号、第十一号、第十三号又は第十四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（同項第五号に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。）でその外国法人の恒久的施設に帰せられるもの（第百六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限る。以下この項において「対象国内源泉所得」という。）の支払を受けるものが、政令で定めるところにより、当該支払を受けるものが当該要件を備えていること及びその支払を受けることとなる国内源泉所得が対象国内源泉所得に該当することにつきその法人税の納税地の所轄税務署長（以下この条において「所轄税務署長」という。）の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提示した場合には、その証明書が効力を有している間に支払を受ける当該国内源泉所得については、適用しない。

（第一号から第三号まで削除）

<p>二 法人税法第四十一条第二号に掲げる外国法人に該当する法人（組合員である法人にあつては、政令で定めるものに限る。）前号に定める国内源泉所得のうち、その法人が国内において行う同条第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの</p> <p>三 法人税法第四十一条第三号に掲げる外国法人に該当する法人（組合員である法人にあつては、政令で定めるものに限る。）第一号に定める国内源泉所得のうち、その法人が国内において同条第三号に規定する代理人等を通じて行う事業に帰せられるもの</p> <p>2 <u>前項各号に掲げる法人</u>で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は<u>当該各号に規定する外国法人に該当しないこと</u>となつた場合には、その該当しないこととなつた日以後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に届け出るとともに、その証明書の提示先にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 所轄税務署長は、<u>第一項各号に掲げる法人</u>で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は<u>当該各号に規定する外国法人に該当しないこと</u>となつたと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>4 前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。</p> <p>5 所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定により通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。</p> <p>6 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。</p> <p>一 当該証明書につき所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。</p> <p>二 前項の規定による公示があつたとき。</p>	<p>2 <u>前項に規定する外国法人</u>で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は<u>恒久的施設を有しないこと</u>となつた場合には、その該当しないこと又は有しないこととなつた日又は<u>有しないこととなつた日</u>以後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に届け出るとともに、その証明書の提示先にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 所轄税務署長は、<u>第一項に規定する外国法人</u>で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は<u>恒久的施設を有しないこと</u>となつたと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>4 前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。</p> <p>5 所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定により通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。</p> <p>6 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。</p> <p>一 当該証明書につき所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。</p> <p>二 前項の規定による公示があつたとき。</p>
--	---

